平成２９年（フ）第１６８６号
名古屋市西区秩父通１丁目38　第二ハートフルライフ西城、住民票上の住所名古屋市西区上名古屋３丁目23番19号（住民票上の従前の住所）名古屋市西区大野木２丁目195番地
債務者　高橋洗管こと　高橋　良平
1　決定年月日時　平成29年11月22日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成30年１月19日まで
名古屋地方裁判所民事第２部

平成２９年（フ）第４０００号
大阪府茨木市東太田２丁目16番10号
債務者　川上真利奈
1　決定年月日時　平成29年11月22日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成30年１月19日まで
大阪地方裁判所第６民事部

平成２９年（フ）第４０２５号
大阪市西成区松２丁目３番23号、前住所大阪市西成区橘３丁目10番17号
債務者　松村　晃明
1　決定年月日時　平成29年11月22日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成30年１月19日まで
大阪地方裁判所第６民事部

平成２９年（フ）第４３８５号
大阪市福島区玉川１丁目５番１―1003号
債務者　宮崎　　聡
1　決定年月日時　平成29年11月22日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成30年１月19日まで
大阪地方裁判所第６民事部

平成２９年（フ）第４４３１号
大阪府東大阪市菱屋西５丁目12番19号　オーナーズマンション菱屋　801号、前住所大阪府東大阪市下小阪２丁目７番８号　シャンブルキキ　302号
債務者　佐古　英樹
1　決定年月日時　平成29年11月22日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成30年１月19日まで
大阪地方裁判所第６民事部

平成２９年（フ）第４８２５号
大阪市東住吉区湯里６丁目２番24号　藤ハイツ　603号
債務者　篠原かねえ
1　決定年月日時　平成29年11月22日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成30年１月19日まで
大阪地方裁判所第６民事部

平成２９年（フ）第４９２１号
大阪府守口市佐太中町２丁目26番11号、前住所大阪府守口市大日町１丁目３番14号
債務者　鈴木　勝則
1　決定年月日時　平成29年11月22日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成30年１月19日まで
大阪地方裁判所第６民事部

平成２９年（フ）第４９７６号
大阪府枚方市三栗１丁目１番24―901号
債務者　矢島　真紀
1　決定年月日時　平成29年11月22日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成30年１月19日まで
大阪地方裁判所第６民事部

平成２９年（フ）第５０７０号
大阪府八尾市刑部４丁目46番地
債務者　岡本　康子
1　決定年月日時　平成29年11月22日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成30年１月19日まで
大阪地方裁判所第６民事部

平成２９年（フ）第５０８４号
大阪府大東市太子田１丁目２番15号
債務者　田川　道子
1　決定年月日時　平成29年11月22日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成30年１月19日まで
大阪地方裁判所第６民事部

平成２９年（フ）第５０８６号
大阪府東大阪市稲田本町２丁目21番４号
債務者　南　　宣親
1　決定年月日時　平成29年11月22日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成30年１月19日まで
大阪地方裁判所第６民事部

平成２９年（フ）第５０８７号
大阪府東大阪市稲田本町２丁目21番４号
債務者　南　　経子
1　決定年月日時　平成29年11月22日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成30年１月19日まで
大阪地方裁判所第６民事部

平成２９年（フ）第５０８８号
大阪市東淀川区南江口２丁目10番30―209号
債務者　重江　和孝
1　決定年月日時　平成29年11月22日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成30年１月19日まで
大阪地方裁判所第６民事部

平成２９年（フ）第２６７号
香川県高松市前田東町850番地　市住39
債務者　矢野伊久美（旧姓杉田）
1　決定年月日時　平成29年11月24日午後２時30分
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成30年１月19日まで
高松地方裁判所民事部破産・再生係

平成２９年（フ）第１０８号
佐賀県武雄市北方町大字大崎1797番地８
債務者　奥野　佳子
1　決定年月日時　平成29年11月17日午後４時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成30年１月19日まで
佐賀地方裁判所武雄支部

平成２９年（フ）第５７号
熊本県玉名市岩崎707番地
債務者　金丸翔太朗
1　決定年月日時　平成29年11月24日午前11時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成30年１月19日まで
熊本地方裁判所玉名支部

平成２９年（フ）第２３５号
北海道旭川市大町１条16丁目307番地の３　ノースシティーⅠ　103号室
債務者　上西　孝幸
1　決定年月日時　平成29年11月22日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成30年１月17日まで
5　免責審尋期日　平成30年２月14日午後１時10分
旭川地方裁判所民事部